

はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師施術機関届における添付書類について

○ はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師施術機関届（新規）

新たに療養費の支給申請書を提出なさる施術者（施術所）の方は、以下に記載のある書類を添付のうえ、「施術機関届（新規）」を2週間以内に届出していただく必要があります。届出後、「施術機関届確認書」を宮城県後期高齢者医療広域連合より後日通知します。

添付書類	留意事項
施術所開設届の写し 出張業務開始届の写し	保健所に届出した届出書の写し
業務に従事する施術者の免許証の写し	業務に従事する施術者の、免許証の写し（業務の種類ごと）
登記簿謄本等の写し	施術所を登記されている場合・法人が開設者の場合提出
周辺地図の見取図	施術所（拠点）の所在地が確認できるもの
通帳の写し	口座番号・口座名義人・支店名等が分かる部分の写し

○ はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師施術機関届（変更）

施術機関届確認書の記載事項および登録のある施術師に変更のあった施術者（施術所）の方は、以下に記載のある書類を添付のうえ、「施術機関届（変更）」を2週間以内に届出していただく必要があります。届出後、「施術機関届確認書」を宮城県後期高齢者医療広域連合より後日通知します。

添付書類	留意事項
業務に従事する施術者の免許証の写し	業務に従事する施術師に変更のあった場合 業務の種類に変更のあった場合
登記簿謄本等の写し 周辺地図の見取図	施術所（拠点）の所在地に変更のあった場合
通帳の写し	振込口座に変更のあった場合
戸籍抄本	開設者および業務に従事する施術師氏名に変更のあった場合

※上記以外の変更がある場合は、宮城県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせの上、「施術機関届（変更）」を2週間以内に届出願います。

※業務を廃止した場合は、保健所に届出した「廃止届」の写しを宮城県後期高齢者医療広域連合より通知した「施術機関届確認書」と共に、郵送願います。